

講演資料

現代国際法の諸問題

マンフレッド・ラックス

鈴木輝二
清水章雄 訳

直川 最初にラックス先生をよく御存じの鈴木輝二先生にラックス先生を御紹介いただきます。

鈴木 私は先生を紹介するような者ではないのですが、一九六一年から一九六五年まで先生の学生として指導を受けた関係で、お手元の先生の略歴を書いたものに従って先生の業績の一端を簡単に説明いたします。

先生はポーランドの現在ソ連領になっているルボフで一九一五年にお生れになりました。ポーランドのクラクフ大学で国際法で法学博士号をとられてからすぐに、戦前ですが、英国に留学されて、その間に戦争になってしましまして、戦中はずっと英国で過ごされて、戦後ポーランドに帰られました。最初はワルシャ

ワ大学ではなく、ワルシャワにあります外交官など国際問題の専門家を養成する国際関係の大学で国際法の教授をなさっておいででした。この大学は今なくなっているのですが、先生は一九五〇年代の後半からワルシャワ大学の法学部に移られ、その後ずっと国際法の主任教授をされています。それからポーランド法学が戦後最も充実した時期にあたる五〇年代の終りからポーランド科学アカデミーの法学研究所の所長をされまして、国際法と同時に、社会主義の法の研究というものにかかなり幅広くかわりを持たれています。一九六〇年代になりましてポーランドは平和共存の国際法ということで外交的にかなり積極的な役割を果たしました。ラパツキ・プランというのがあった

時代です。これは中部ヨーロッパを非核化するという構想で、ポーランド外務省の法律顧問として先生は中部ヨーロッパの非核化、平和などといった実際的な外交上の問題に携われたという経験もされています。その頃、一九六〇年代に入りまして、国連の国際法委員会のポーランドの代表をずっと長くなさっておられ、その当時日本では横田さんがメンバーでしたが、その後、横田、鶴岡というようなメンバーと共に委員会ですっと同じ作業をされていたわけです。それから一九六六年に国際司法裁判所の裁判官に選任されて、第一期の九年を終りまして、その後半の三年はその所長をされております。それから第二期の九年に昨年再選されて八五年まで裁判官の任期があるわけです。その間に色々な著作を単行本、あちこちの学術誌に出されているわけですが、主な本としては、「インドシナに関するジュネーブ条約」（一九五五年）、「多数国間条約」（一九五八年）、ポーランドあるいはヨーロッパにとって今日のデータント外交の先駆をなす仕事ですが、「ポーランド・ドイツの国境問題」、それから一九七二年には「Law of Outer Space」を出されております。こういう本であるとか色々な論文などでも大体お分かりだと思えますが先生の主な仕事、国際法の関心としては平和共存の国際法があげられます。五〇年代に、その当時からなかなかソ連の学者が活躍できなかったという事情もあって、社

会主義圏を代表して西ヨーロッパなり国連なりの場で平和共存のビジョンというものを積極的に進めていきました。その次はやはり社会主義理論のインパクトによって国際法が変化しているというお考え、それから科学技術の進歩によってもやはり国際法というものは変化しているというお考えを持っておられます。その一つの現れが「Law of Outer Space」であるわけです。その他ではやはりずっと長い間、国連、国連の国際法委員会、あるいは国際司法裁判所というようなところで、国連、国際社会の大きな変化というものを経験されておりますので、新しい国際法というものはどういう風に変化しているか、社会主義国、発展途上国というような要因を加えて国際法が変化しているという国際関係の要因、その法的モメントについて絶えず御関心を持っておられるように思います。

直川 御紹介有り難うございました。それでは早稲田大学比較法研究所長の矢頭教授より歓迎のあいさつをいただきたいと思えます。

矢頭 本日はポーランドの著名な法律家であり国際司法裁判所の裁判官でいらっしゃるラックス先生が早稲田大学を訪問されて比較法研究所と国有化研究会主催の会合でお話をして下さることは大変うれしいことと思います。先生は大変忙しい時間を割かれてこの機会を私達に与えて下さったことに心から感謝

を申し上げたいと思います。それで今日の機会がこれからのポーランドと日本の交流、あるいは法学の協力の一つの良い機会になりますことを希望いたします、簡単でございますが私のごあいさつに変えたいと思います。

直川 どうもごあいさつ有り難うございます。それでは当初予定されておりました大畑先生がお見えになりましたので、ここで司会をバトンタッチいたしたいと思ひます。

大畑 どうも遅くなりましたして恐縮です。これからラックス先生にお話を伺うわけですが、初め先生にお話いただいて、その後色々質問とか自由な歓談にしたいと思ひます。それではラックス先生お願いいたします。

ラックス 本日はお招きいただきまして、誠に有り難うございます。ここ数日間話し続けて声がかすれておりますが、御辛抱願ひます。私はこの度日本政府の御好意により、ハーグ国際法アカデミーの講座を担当するために日本に参りました。アカデミーの副会長として国際法の様々な問題について講義をするために参りました。私はまた昔私の学生であつた友人の鈴木先生が大変お元気なので喜んでおります。そして今日皆様方にお招きいただいたことに厚く感謝いたしたく存じます。不幸なことに私は日本語が話せません。私の母国語でも皆様の母国語でもない英語でお話ししなければなりません。

現代国際法の諸問題

私の友人の鈴木先生が皆様にあまり多くをお約束していないとよろしいと思ひます。というのは、皆様は私の話に失望なさるかもしれないからです。私は皆様と同様に単に国際法の研究者であつて、まだまだ学ぶことが沢山あります。私達は一生涯続けるのではないのでしょうか。これで十分というところまで知るといふことは、決してできないでしょう。特に国際法のように幅の広い分野においてはそうです。今日の会合に御出席なさつた皆様が興味をお持ちなのは、今日の国際法の発展において私が何を最も興味深い現象であると考えているかではないかと思ひます。

さて、次のような永遠の問題であり、また非常に重要な問題があります。世界は国際法を必要とするでしょうか。世界は法なしに存在することができでしょうか。この問題は古代から中世を通して現代に至るまで論じられております。そして皆様御存じのように学者の説は非常に分かれております。国際法の存在を否定する学者もおります。古代ギリシャおよび古代東方文明の時代においては、国際法はまったく法ではないと主張されていきました。法が存在するならば、中央集権的な執行機関に從属するもののみが法であると言われておりました。そして国際法は排他的な主権国家の存在に基礎を置くものであるから、国際法はまったく法ではないとされました。これはマキアベリの

君主論から知られている理論、すなわち国家理性の理論と同じであり、それはホッブスに受け継がれました。正義は力であり力は正義であるとされました。これは国際法におけるニヒリズムと私が呼んでいる学説で、多くの学者がこの立場を採っています。そして不幸にもこの説は今世紀に至るまで存続しています。今日の世界にも多くのニヒリストがいます。ドイツのゾールド、スエーデンのルムステット、ラルセンなどです。ラルセンは法は国内関係においてのみ存在し、国際法はまったく法ではないと言いました。そして何人かのシニスト達もいます。レイモン・アロンはその最近の著書の中で、国際法の存在を信じることはシニズムに通じると言っております。他方、時代を問わず、国際法に非常に異った理解を示す学者もいます。国際法には完全な効力があると主張している者たちです。しかし彼らもまた極端な見解を採るものであり、この人達をユートピアンと私は呼んでいます。ヨーロッパには、トマス・モア、カンパネラのような中世のユートピアン、コメニウスのようなその後の時代のユートピアンがいました。ユートピアンは一九世紀に至るまでいましたが、その一九世紀はニヒリストとユートピアンが銚を交えた時代なのです。そして決定的な戦いが行われました。チャールズ・ディケンズはいみじくも一九世紀をドラマの時代と呼びました。非常に多くのことが約束され、ほとんど何

も実行されなかった時代なのです。一九世紀は、ヨーロッパがヨーロッパの外の国々に侵入し、その法を強制した時代であり、まさにドラマの時代なのです。それゆえに二つの学派が対立し、実証主義への道を開いたのです。それでは一九世紀の実証主義とは何でしょうか。ヨーロッパはアジア、アフリカおよび他の大陸を制圧しました。ヨーロッパがその植民地開拓を完了した時代だったのです。経済学においてはマンチェスター学派が非常な勢力を得ていましたし、自由貿易が国家間の関係における最良の手段であると考えられていました。そしてヨーロッパ人は世界を制していたのです。これは二〇世紀になるまで続きました。一九世紀がドラマの時代と考えられるのに対して、二〇世紀を革命の世紀と私は呼びたいと思います。大きな変革と動乱です。二〇世紀は大変多くの変革をもたらしました。皆様御存じのことでしょうからここで詳しく述べようとは思いません。二〇世紀は世界地図を塗り替えたのです。ヨーロッパは、フランスの有名な詩人のポール・バレリーが言ったように、アジアの一半島となつてしまいました。ヨーロッパが世界の中心ではなくなつてしまつたのです。新興国家が数多く誕生し、植民地主義は終りを遂げました。ヨーロッパの影響下からついに脱した多くの様々な文明の発展と、科学その他の分野における大きな進歩が生み出されるという新しい状況が作り出されたので

す。ここで再び先程の問題に立ち返ります。この新しい世界は国際法を必要とするでしょうか。この問題は二、〇〇〇年前に提起されたものですが、私は今日ここで再び持ち出したいと思えます。世界は国際法を必要とするでしょうか。私達は行為規範を必要とするでしょうか。国家は自らを作り出す規則に従わなくてはならないでしょうか。国家は国際法に対して関心を持っているでしょうか。ここで国際法にとって最も重要と思われる社会的哲学的側面に私達は直面するのです。すなわち相互主義と今日の世界という問題です。相互主義はすべての法において重要な要素の一つであると思います。直立猿人と呼ばれる原始人がある時点において殺人をやめました。人間は攻撃的であるというローレンツやその他の人々の新しい理論を私は信じません。人間は攻撃的ではないのです。人間は必要な時に攻撃的なのです。ここで問題が生じます。もし人間が攻撃的でないならば、国家は、人間と同じように、法の支配を確立することに関心を持っていることになります。というのはそれは自己防衛と自己保存との要素に基づくものだからです。他の人々が規則に従うから私は安全であると私は考えるのです。もしこの保障がないのなら、私は自己の重要な利益の安全のために他の措置を準備しなければなりません。そしてこれが二〇世紀における国際法の発達は第一に戦争の違法化にあると私が考える理由です。

歴史的に言えば、戦時国際法は平時国際法よりはるかに古いのです。今日、国家が平和的に存在する権利は法によって確立されていると言ふことのできる国際法上の段階に、私達は達していると思います。しかし、それは戦争がなくなったということの意味するものではありません。新聞には毎日のように戦争の記事が載っています。あちこちで戦争がありますが、これは窃盗を働く人の存在により窃盗が許されるということにはならないことと同じで、問題の検証にはならないのです。人が殺人を犯すということとは、人間の生命が神聖ではないということの意味するものではありません。しかしそれでも人は殺人を犯すのです。規則には必ず規則の逸脱があります。この規則と規則の逸脱は、国内法と同じように、国際法においても存在します。

国際法は過去三〇年間に、歴史上かつてない程に発達しました。国際法の適用される範囲は多くの分野にわたるようになりました。その発展の程度は、現在では、国際裁判において、適用すべき法原則がないためにある特定の事件に対し判決を下すことができないと言ふ裁判官はいないというところまで行っていると言つて良いのです。法原則は常に存在するのです。これは政治問題と法律問題の基本的な関係は何かという問題の解決の糸口になる点です。

政治とは何でしょうか。法と政治の関係はどの様なものでし

ようか。今日の世界において、法的側面を持たない政治問題は
ありません。またほとんどの法律問題は政治的側面を持ってい
ます。問題はいかにそれを解決するかです。政治的手段による
べきでしょうか。私個人としては、紛争がある時は常に国連憲
章第三三条に規定されている手段により解決すべきであると思
います。交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、そして司法的解
決です。しかし今日の世界の難題は、あまりにも多くの問題
が、あまりにも長い間、解決されないままであるということだ
す。そして現実には、それらの問題は、非常に多くの法的側面を
持つようになってきています。それらの問題はまた深刻なもの
となっています。国家の威信が関係してくるからです。政府は
ある一連の行動をとることを言明するものです。そして紛争が
あると紛争それ自体よりも威信の方が重要であるとされることが
あるのです。これが多くの政府の問題なのです。問題を解決
する際に、あまりにも長い間待っている、法律問題から政治
問題が生まれてしまいます。国家間の紛争の解決において重要
なことは、そのタイミングです。紛争というものは丁度良い時
点で解決されなければなりません。つまり、歴史とは過去の政
治であり、政治とは現在の歴史であるということです。同じこ
とは、法についても言えるのです。

多くの紛争が長い間解決されないままになっているだけでな

く、今日起る紛争の多くは正しい方法で解決されていません。
その理由にはここでは立ち入りません。しかし、今日の世界の
紛争の多くは、分析すれば、ある事件が起ることを防ぐために
間違ったアプローチを採り、行動を起すのが遅すぎた結果とし
て紛争が生じたということが分るでしょう。政府というもの
は、法律家は消防士であると考えているのです。火災が発生す
ると彼らに声をかけるのです。火災が発生する前に彼らに声を
かけることがどうしてありましようか。しかし火災をいかに防
ぐかについて法律家に相談するべきなのです。法の予防的機能
は非常に重要なものです。私達にはまだそれが分かっています
。法を統制の手段ではなく予防の手段としている社会におい
てでさえもそうです。民法を考えるにせよ刑法を考えるにせよ、
それは統制の手段なのです。民事事件においては、紛争を予防
する代わりに判決を執行するのです。国際関係においては、一
層そういうことが言えます。

国際関係における紛争の予防はどのように行うのでし
ょうか。教育によって行うのです。実際、法とは教育なのです。そ
して、いかにお互いに平和に暮らすかについて、子供を教育す
るように政府を教育しなければなりません。この哲学的基礎を
議論の前提とすると、私達は、教育の過程は国際関係において
大きな重要性を持つという一つの結論に到達します。それでは、

この理論的前提を今日の世界と対比してみましよう。世界には政治、経済、その他において異つた体制を持つ国家があります。豊かな国家と貧しい国家があります。東西関係または南北関係のような価値体系にそつて築かれている関係があります。地域的基盤にそつて築かれている関係もあります。そしてこのようなことすべては、国家の数が増加していることと国家が国際関係においてより一層積極的となつている事実を考えただけでも、非常に興味深い状況を作り出していると言えます。国家はますます相互依存的になつてゐるのです。国家は他の国家がなければ存続することができません。国家は相互に協力しなければなりません。異なる哲学を持ち、異なるアプローチを採る人間が共存することは可能でしょうか。豊かな者と貧しい者は共存できるでしょうか。法の役割はこの点に関してどのようなものでしょうか。人間の外見が違ふ場合はどうでしょうか。これは何も新しいことではありません。アリストテレスとプラトンの対話の例があります。マルチン・ルターはカトリック教会と戦いました。ヨーロッパでは宗教戦争がありました。イスラム教世界とキリスト教世界の間にも宗教戦争がありました。しかしいかなる紛争も戦争および戦争類似の手段で解決されるべきではありません。世界がその人口の一〇倍の人間を一度に殺すことができるほど武装している現在では特にそのようなことが言えま

す。私達は過剰殺人できるほど武装しているのです。

皆様を退屈させたくありませんので、ここで私の信じるところをお話します。国際法においては、教師に重要な役割があるということですが。どの学派に属そうとも、異なつた哲学を持った人々に対しても共通の言語を見いだすことができます。例えば国際法委員会において法がどのように作られ、国連において法典化がどのように行われるかを考えて下さい。そこでは、実証主義者の隣に自然法の代表者が座り、その隣に新原子論者が座り、その隣にはいわゆる法社会学派の代表であるアメリカの学者が座っています。科学的社会主義の見解を代表する者、カント派の者そして新カント派の者がいます。考えられるすべての学派の者がいます。しかしその見解の相違にもかかわらず、彼らは何が法であるかについて合意することができます。法源については合意しないかもしれませんが。自然法主義者にとつての法源は、実証主義者にとつての法源と異なっています。原子論者とカント派の者には法源は違つたものです。しかし彼らは皆、何が法であり、何が法であるべきであり、そしていかにそれが適用されるべきかについては合意することができます。様々の学派の人々の間の理論的討論は法の確定には何の妨げにもなりません。そのような討論がこれらの人々の間で可能なら、それは法を教える者の間でも可能です。法を教える者は現

代において特別の機能を持っています。ユネスコ憲章は「戦争は人の心の中で生れるものである」と言っています。そして平和が植え付けられなくてはならないのは心の中なのです。どのようにして行われるのでしょうか。私は再び教育を持ち出したと思います。若い人々に国家は平和のうちに存在しなければならぬと私達は教えなければなりません。そして国際法の内容だけでなく、その発展も教えなければなりません。時につれてどのように発展するかを教えなければなりません。法はディケンズ、アナトール・フランスそしてシェークスピアがそれぞれの著作の中で描写したようなものではありません。友情を壊すのは法ではありません。法はワインのように、一番古いものが一番良いと言いますが、法は生活の手段なのですから、これは明らかに真実ではありません。法は生活と共に変わらなくてはならないのです。法学の教師は学生に法の思想を伝えるのですから、法において重要な機能を持っているのです。教師は学生の心を形作るのです。コンピュータ、人工衛星、原子力を上回る力を持つのは人間の心です。コンピュータは狂い、ロケットは墜落し、人工衛星は大気中で焼失するかもしれませんが、人間の心は存続します。私達が本当になすべきことは、私達の心を形作ることです。国家間の協力と相互理解の精神で形作らなければなりません。そしてこれが現在のそして将

来の教師の最も重要な役割であると私は信じています。知性の種をまくことです。

最後に強調したい問題がもう一つあります。国際法の知識を必要とするのは法律家だけではありません。私達の住んでいる世界には、国際問題が数多くあり、生活のあらゆる面に国際的要素が存在するのです。エンジニアであらうと、物理学者であらうと、商人であらうと、はたまた大企業取締役であらうと、人は皆、国際法および国際関係の知識をいくらかでも持つべきなのです。私達は相互依存的な世界に住んでいるのですから、国際関係についての最小限の知識は、誰にでも絶対必要なものです。そしてこの知識は経済学の知識と結び付かなくてはなりません。法は経済学なしに発達することはできません。法と経済には相互関係があるのです。それゆえ国際法を教えることを軽く見すぎる人があまりに多いことを私は憂慮しています。これは今日、非常に重要な問題です。そして世界中の人々により考えられなければなりません。正にこの精神がユネスコ憲章で述べられており、ユネスコの主たる任務は教育であるとされていますが、それは国際法を学ぶ者の主たる任務であるべきなのです。そしてそれは人生の主たる目的です。学び続けることの無い人生は何なのでしょう。私達は時間内に教訓を引き出すことは決して、またはほとんどありません。翌日の朝、目を

さまして、昨日は違う風にしておくべきだったと思うことがあります。私達はよく何かの機会を逸することがあります。

そして私達の世代の大きな危険は、機会を逸した世代になってしまいかもしれないことです。その可能性は非常に大きいので、法が重要な役割を演じるのでできる平和、公正および正義の世界を実現させる機会を逸してしまうかもしれません。

皆様を大変退屈させてしまったと思います。以上簡単ですが、今日の午後皆様にお伝えしなかったのはこれだけです。

大畑 どうも有り難うございます。今お話を伺って、ヨーロッパの古典とかあるいはヨーロッパの文化に対するかなり深い学識とか教養とかの一端、ごく一端を伺ったような感じがいたします。それから国際法ということですが、必ずしも国際法の狭い専門的な問題にとらわれずにもう少し広くお話をされたので非常に感銘を受けた次第です。

福島 ラックス先生、私達は二年前に比較法研究所の中に国有化研究会を設け、国有化の研究をしております。鈴木先生の御好意により、平和共存の理論に関する一九五八年のプラハの国際法の学会におけるラックス先生のレポートを読む機会がありました。そのレポートの初めに、先生は社会主義国の国有化、植民地化された国の国有化および資本主義国の国有化という三つの形態の国有化があるとお書きになっていらっしゃるま

す。私達の国有化研究会も、私達の共同作業を国際法と国内法の両側面において三つの分野に分けております。私達のメンバーの業績を紹介いたします。今日欠席していますが、入江教授の「開発途上国における国有化」、これは一九七四年に出た三〇〇頁程の教科書です。入江教授は国際法のベテランの学者です。土井教授の「外国における国有化の効力の承認」、土井教授の専門は国際私法です。ここにいる鈴木先生の「ポーランド人民共和国における産業の国有化」（一九七五年）、そして西村助教授の「中国における外国資本の国有化」（一九六九年）などです。私達の研究会のメンバー以外の人の業績を紹介しますと、名古屋大学の松井教授の「天然資源の恒久的主権」（一九六六年）、平田教授の「労務管理と国有化」、これはチェコスロバキア、ポーランド、東ドイツなどの東ヨーロッパにおける経済と法のリサーチを内容とするものです。儀義教授の編集した「現代企業と国有化問題」、儀義教授は経営学の専門家です。この本は先進国と発展途上国の国有化を扱っています。

ラックス 国有化は世界でも重要な現象の一つですから、そのような国有化の研究に私も興味を感じます。国際法は天然資源に対する恒久的主権を認める段階に行っていると私は思います。もちろん重要な問題は何か天然資源であるかです。国連総会のいくつかの決議およびその他の決定により、国家はその天

然資源に対して恒久的主権を持っていると考えられています。そしてこれについては、國際法の發達は非常に大きな意味を持っています。というのは、三〇年か四〇年ほど前は、學者は、ある国の石油はその国の財産であるけれども、石油の產出国の人が石油の存在を知らなかったのであるから、誰か他の人が採掘した石油には、その者が採掘したという事実によりその者が特別の權利を持つと主張していたのを覚えているからです。これに關係して國際司法裁判所に數ヵ月前に係属した面白い事件についてお話しましょう。理論的に、天然資源に対する主権は天然資源の存在を知ることを含むかということが問題となりました。事件はギリシャとトルコの間で起こりました。トルコの船舶が石油を發見しようとしてギリシャの島の間を航海していました。ギリシャの代理人が裁判所に来て、トルコが天然資源がどこにあるかを知ってしまい、トルコとギリシャの両方が知することは、天然資源に対する主権の侵害であると私達の前で主張しました。ここに新しい法律問題があります。資源に関する問題だけでなく、その存在を知ることに関する問題です。この問題はトルコの船舶だけでなく人工衛星にも關係します。多くの情報を人工衛星がもたらし、現在では地球のことが最も良く分かるのが人工衛星によってだからです。

国有化のプロセスについて言うことはほとんどありません。

個々の状況によるからです。そして裁判官として、事件が明日にでも裁判所に係属するかもしれないから、多くを言うことはできません。私がどのように判断するかが分かっています。ようから、それを今話すことはできません。しかし原則として國際法の發達は明らかであると私は思います。國家の資源を処分する權利は排他的な權利であり、干渉されてはならないというはっきりした傾向があります。資源の開発が不平等条約に基づいてはならないこともまたはっきりしています。植民地時代にさかのぼるような条約で、先進諸國は一方的な条約、不平等条約そして不適当な契約により開発の独占を確保してきたのです。前に述べたように、國際法の新しい研究分野を作り出すことを課題として選択することは大変面白いことです。国有化の問題は五〇年前に提起されました。今日では石油のために新しい局面が加えられています。砂漠だけの世界にこれらの沢山の紛争が存在するとは誰が考えたでしょうか。砂漠だけなら紛争などなかったでしょう。誰が砂漠のことで争うでしょうか。誰がただの島について争うでしょうか。石油がそこにあるから争うのです。自然の秘密の發見が紛争および大きな困難を作り出したのです。同じことが海底についても言えます。海底に砂しかないとしたら、海洋法會議は、誰が海床または海底を所有するのかを決めるのにあれ程までに苦勞するでしょうか。誰も砂

には興味ありません。海底には多くの国家が興味を持っている金、亜鉛、鉄鉱石、ボーキไซด์およびその他の貴金属があるからです。そこで海の財産は人類共同の財産となるべきか、それとも分割されるべきかの問題が生じてきます。共同してその管理がなされるべきか否かが海洋法会議のもともとの出発点でした。

大畑 今のお話についてとか、それに必ずしもお話の範囲内でなくともよいと思いますけれども、折角の機会ですからラックス先生に何かお伺いしたいことがありましたら、御自由に発言していただきたいと思います。

長谷川 国連総会で採択される決議には国際法の発達において一定の役割を果たすものがあると思いますが、国連総会で発展途上国が多数を占めていることと採択される決議の種類の関係をどう考えかお話し下さい。

ラックス 一九四五年の国連の加盟国は五一でしたが、アジアとアフリカはほとんど代表されていませんでした。二一のラテン・アメリカ諸国と一五のヨーロッパ諸国が加盟国でしたが、アジア・アフリカ諸国は一〇国だけが加盟国でした。しかし今日では一〇〇以上のアジア・アフリカ諸国が加盟国になっています。アジアとアフリカの同意がなければ、決議は採択されません。植民地独立付与宣言を考えて下さい。この宣言は一九六

〇年に採択されました。全会一致で採択されましたが、植民地を持つ八国は棄権しています。しかしそれでもそれは法となっています。この宣言に規定されたすべての国が独立を達成しました。植民地を持つ国は賛成投票をしなかったのです。変化が進みつつあることがお分かりでしょう。また、アパルトヘイトに関する決議を考えて下さい。棄権した国がいくつかあります。アジア・アフリカ諸国ではありません。天然資源に関する決議を考えて下さい。その発展を追ってみると、一九五〇年代初期に始まっています。その当時、天然資源に対する恒久的主権に賛成投票をした国は非常に少数でした。国連加盟国の構成がその理由です。現在では、ヨーロッパが国連を牛耳っているとは言えません。ヨーロッパは今では反対のことを愚痴っています。

清水 先程のお話では国際法の教育が平和共存につながるということでしたが、その前提として国際法の実効性をかなり高く評価なさっているらしいのですか。

ラックス あなたは国際法の実効性について悲観的なのですか。

清水 先生より悲観的かもしれません。

ラックス それではすぐに楽観的にしてさしあげましょう。時として私達は物事は自然に起こることを考え、国際法の機能をそ

れが大変重要な場合でも無視してしまいます。郵便切手を考えて下さい。小さな切手が世界のすみずみへ年間五〇億の手紙を運んでいます。それはどうして可能なのでしょう。奇跡でしょうか、法ではないのでしょうか。しかしどうして可能なのでしょう。可能であることは分かっているのですから、可能か否かは問題ではありません。どうして可能かというと、国家にとって他の国家へ手紙が届くのは利益となるからなのです。その他の国家にとっても他の国家に手紙が届くのは利益となります。相互主義の要素があるわけです。手紙、葉書およびその他の郵便が世界中を流れることは大きな利益なのです。これは法の基本的な働きです。一九世紀末の万国郵便条約です。

このような例は国際法において何百もあります。飛行機が飛び着陸します。船舶が海洋を航海します。法なしにどのよう国際交通の秩序が維持できるのでしょうか。当り前のこととして忘れてしまうことがあるのですが、これは皆、法によるのです。国際法の発展においていかに相互主義の要素が重要であるかを示すためにこれらの例をあげました。

長い時間がかかりましたが、他国の権利を遵守することより、他国の権利を侵害することにより失うものの方が大きいということを経験することになりました。法に違反することに

より、一層重大な危険にさらされるかもしれないからです。そして二つの場合があることを述べておきたいと思っています。一つは相互主義が自動的に働く場合です。郵便に始まって通信、電報、テレビ、すべて法です。これらは法なしでは機能しません。それから灰色の領域があります。そこでは利害の衝突があります。国家は常に他の国家より有利な立場に立とうとします。互いに違った法解釈をしようとしめます。しかしこの領域においても、一定の原則については序々に合意が見られるようになっていきます。過去三〇年間に一五、〇〇〇の条約が締結されました。一世紀から一〇世紀までの間に五〇〇しかなかったのに一五、〇〇〇もあったのです。これはいかに説明できるのでしょうか。条約は遵守するために締結するのであって、さもなければ誰も条約に署名しません。質問された方はこれについてどうお考えですか。

清水 灰色の領域と呼ばれた部分に重要なものが多いのではないのでしょうか。例えば紛争の解決、平和の維持などです。通信、航空運送、航海などは比較的重要ではないとは言えないのでしょうか。

ラックス 重要であるか否かが問題ではないのです。郵便がない世界を想像してごらん下さい。手紙のない世界でどう暮らしているのでしょうか。大阪に住んでいるあなたのお兄さんと

連絡が取れないような、また、アメリカ、フランスなどに住んでいるあなたのいどこに手紙を出せない世界を想像してみて下さい。国際電話をかけられなかったらどうでしょう。これは皆、法なのです。このことは、紛争の解決が重要であるという質問された方の指摘が正しいことを否定するものではありません。しかし紛争の解決についても同じことが言えるのです。過去三〇年間に生じた紛争の数を考えて下さい。平和的手段によって解決された紛争の数は、過去二〇〇年間に平和的手段で解決された紛争の数よりはるかに多いのです。これは進歩と言えます。多分もっと速い進歩をお望みなのでしょう。私もそうですが、現実的にならなくてはなりません。進歩をできるだけ速くするために私達は最善を尽くさなければなりません。しかしそのためには、教育が必要なのです。

島田 平和共存についてお伺いしたいと思います。まず、それは法的な概念かそれとも政治的または経済的な概念なのかお聞きしたいと思います。法的な概念ではなく、一つの政策であると私は考えています。それから、もし法的な概念とお考えでしたら、国際法における共存の本質的な要素は何であるとお考えですか。

ラックス 平和共存の考え方は法的な概念ではありません。あなたに賛成です。その始まりは政治的なものでした。しかし、

現代国際法の諸問題

法的な要素も含まれています。そしてその法的な要素については、何も新しいことはありません。というのは、歴史的に言うところ、体制の異なる国家の問題から始まっているからです。歴史を振り返ってみましょう。フランス国王フランシス一世がオスマンのソロモンと最初の条約を締結した時、キリスト教とイスラム教が共存し始めました。これもまた共存でした。それは法的にどのように適用されたのでしょうか。降伏によってでした。不平等なものだったのです。新大陸の発見後、ラテン・アメリカにおいて植民地から新しい国家が誕生してからの旧世界と新世界の関係を考えて下さい。新世界の国家は独立して、ヨーロッパと共存し始めたのです。これもまた共存でした。それは後に国家平等の原則に発展したいくつかの原則を承認することにより、条約によって法的概念に形を変えられたのです。国家の権利義務についての原則、国際通商関係およびその他の関連問題についての原則などです。平和共存は政治的および哲学的概念であると同時に、多くの形態に形を変えて、法的実体となったのです。平和共存の法原則は東西の国家ばかりでなく、南北の国家にも関係があるのです。

島田 海洋法会議は現在行き詰まりの状態にありますが、平和共存は海洋法会議においてどのような意味を持ち、またどのような直接的役割を持つのでしょうか。

ラックス 海洋法會議においては、共存の問題は違った側面を持っています。富める者と貧しい者の対立であつても完全に異なつた形のもので、海洋國家と船団がないかまたはほとんどない國家の対立、魚の沢山いる海をもつ國家とそうでない國家の対立、魚は沢山いるが技術的に進歩してないので魚を取れない國家とそうでない國家の対立などです。ですから対立は異なつたもののなのです。新しい海洋法についての争いは、地球の四分の三に含まれている富についての争いなのです。地球の四分の三は海で、陸は四分の一だけだからです。これは國家の關係は場合によつて変化することを示しています。場合によつては、異なつた政治体制を持つ國家が發展途上國に対しては同じ意見を述べることがあるのです。その逆の場合もあります。ここでまた法の背後にある利害關係が変化するために法がいかに変化するか例が見られるわけです。

大畑 伝統的な國際法の原則と平和共存の原則の本質的な相違点は何でしょうか。

ラックス 平和共存の概念は、自ら發展しています。静的な概念ではないのです。二つの体制が相互に対立した時にそれは始まりましたが、現在ではその内容は發展しているのです。現在、世界の様々な分野で統合、經濟統合が行われていますが、これは新しい現象です。以前は統合など成り立たなかつた

のです。國際經濟關係の古典的なルールは自由貿易でしたが、現在それは消え去ろうとしています。保護主義への傾向が見られる一方、小規模經濟は今日では効果的に機能しないのでより大きな經濟ユニットを作る傾向が見られるからです。そして原材料と工業のバランスがとられるべきであるという新しい分業への傾向があります。ある國が原材料の輸出に依存し、他の國は完成品の輸出に依存するということがあつてはならないのです。ですからここでもまた平和共存の問題が出て來ます。私達は平和共存の時代を過ぎってしまったのではありません。

長谷川 平和共存の原則を國家の平等の原則から演繹なさるのですか。

ラックス はい、そうです。

長谷川 そしてこの原則が國際社會の一般原則であるとおっしゃるわけですね。

ラックス 平等と普遍性からそうなります。

大畑 比較法とか外國法など色々な分野の先生方がいらつしやいますが、どなたか質問ございませんか。

直川 一般的なこともよろしいですか。國際司法裁判所では社會主義國から二人の裁判官しか出ていらつしやらないので、そういう立場としてどのように困難をお感じになるのか、また、裁判所による法の發展についてはどのような感想をお持ち

かそれをお伺いしたいのですが。

ラックス 裁判所は、裁判官の誰もどの国も代表するものではないという思想に基づいて構成されています。いったん裁判官になったら、その者は公平な裁判官なのです。裁判官は自己の良心に対してのみ責任を負います。自己の良心に対してのみ責任を負うべきなのです。ですから私は裁判所ではどの国も代表していません。

裁判所の構成についても、大変興味深い発展があります。一九四六年には裁判所は、ラテン・アメリカから四人、五大国から各一人ずつ、アジアから一人、アフリカから一人、そしてヨーロッパから四人の一五人の裁判官で構成されていました。裁判所では、すべての法体系およびすべての文明形態が代表されることになっていますから、これでは明らかに法体系の代表のされ方が不均衡でした。現在では状況は根本的に変化しています。ラテン・アメリカ出身の裁判官は二人しかいません。アジア・アフリカは六人です。ですから東ヨーロッパが三人以上の裁判官を出すべき理由はないと考えます。国の数を考えなければならぬからで、東ヨーロッパには一五国もあります。アフリカだけでも四二国もあります。数字の話はこの位にします。

さて、裁判所による法の発展についてですが、この質問をな

さって下さって感謝いたします。裁判官の役割においても、裁判所長の役割においても、私にはほとんど困難はなかったと言わなくてはなりません。他の裁判官と一諸に働くことに全然困難はありませんでした。私はしばしば彼らを説得することができました。ある時は彼らが私を説得しました。前に述べたように、自然法主義、原子論、カント派、フュヒテ派そしてその他の様々な哲学を持った人々でも共通の言葉を見い出すことができるのです。国際法委員会が学者たちが条約を作成するのと同様に、彼らとは違った規則を作るかもしれませんが、私達も判決を作成するのです。私は、偉大な裁判官である田中裁判官としばしば同意見でした。私には困難なことはありませんでした。

過去一〇年間に裁判所は大変進んだ判決を下してきました。例として二つか三つあげてみましょう。一九七〇年に国有化ではないのですが、財産の没収に関する事件がありました。有名なバルセロナ・トラクション事件です。たまたま私が判決を書いたのですが、私は二つの種類の義務を区別しました。二国間の関係において生じる義務と、*erga omnes* である義務と呼ばれている義務すなわち国際社会全体に対する一般的義務の二つの義務の違いを示すために私は判決に特に一節を付け加えました。第三五節です。そこでは「二国間の義務と *erga omnes* である義務について、後者はすべての国家がある法原則が実現される

ことを利益とするものであると言っておきました。そして私はいくつかの例を掲げました。erga omnesな義務には、奴隷制度を採らない義務、人種差別をしない義務、ジェノサイドを行わない義務、基本的人権を侵害しない義務などが含まれ、これを基礎として後に裁判所は、一九七一年のナミビア事件において、ナミビアの南アフリカから独立する権利を認めたのです。ですからいかに法が漸進的に発展するかがお分かりでしょう。この小さな節からナミビア事件の判決に発展したのです。あるいは、例えばナミビア事件の判決のなかに、この判決も一部が私が書いたのですが、非常に面白い一節があります。法律はそれが起草の精神およびそれが準備された時の状況に従って解釈されるべきではなく、それが適用される時の状況に応じて解釈されるべきであるというものです。神聖な信託を第二二条の委任統治で規定した国際連盟規約において、一九二二年の考え方を一九七八年に適用することができでしょうか。一九二二年ではなく一九七八年の法の精神において解釈しなければなりません。その理由を示しましょう。南アフリカはナミビア事件において、C式委任統治は合併合であると主張しました。ナミビアはC式委任統治領だったので。南アフリカは平和会議における政治家の発言をおさめた文書を含む準備作業を引用しました。そこにはスマッツ將軍のメモワールがあり、それには実際に

にナミビアは南アフリカに併合されることになっていると書かれています。この考え方を一九七八年に適用したらどうなるでしょうか。ここでもまた私達は法を前進させたのです。法律または条約がいつ作成されたものであっても構わないが、その解釈はそれが適用される時の状況に応じてなされなければならないということが考慮されなくてはならない、さもないとそれは時代錯誤的なものになるということを示すことによって、法の漸進的発達を実現させたのです。

例えば国際法における信義則の重要性を示している例をいくつかあげることができます。三年前に出された判決の一つで、法の機能は生活関係を容易にすることであって困難にすることではないとされました。過去において、法律家は容易なものを困難にすることを求められているとされてきました。しかし、二つの国家が紛争を解決するための合意に達することができるなら、裁判所は余計な負担を課すべきではなく、その合意が条約として締結されて、ハッピー・エンドとなるような状況を作り出すべきなのです。なぜならば、前に述べたように、法の機能は生活関係を容易にすることにあるからです。さらに、法の機能は、個人間の関係を調和するように国家間の関係を調和することにあるのです。国際司法裁判所は国際法を漸進的に発達させてきました。紛争を解決するだけでなく法の発達に寄与して

きました。この裁判所の判決の価値は何にあるのでしょうか。裁判所に係属する紛争の解決だけではありません。判決には傍論（obiter dicta）という慣例があります。判決を下す際に、事件とは関係ない一般的意見を付け加えることができるのです。しかしそのような意見は法の発達を反映するものであって、それは学者によって集められ、政府によって引用され、法的信念（*opinio juris*）と呼ばれるものを築き上げるのです。私が裁判所にいた過去一〇年間に私達は相当数の傍論を出してきましたが、それらは国家間のより良い理解、法の支配の強調および国際関係の改善への道を前進させるもののなのです。例えば一九五四年の判決において、紛争の解決における国際法の役割を強調することによって、私達はそれを行いました。

しかしこれを別にしても、国際司法裁判所は重要な機能を持っています。すなわち紛争の解決ばかりでなく、国際社会の構成員の親交を容易にするということです。裁判所に現在係属している事件は多くありませんが、事件が起った時にはいつでも法を数段階押し進めなくてはなりません。色々な事件において法を全体的に拡張することによってそれを行うのです。これはもちろん一五人の、いや私を除いた一四人の賢い人々の成果ですが、しかしその見解は裁判所の判決なのです。それには一定の意味があります。ある特定の事件に対してだけでなく、も

っと大きな含みを持つものです。国際司法裁判所は重要な役割を果たすことができます。例えば一九七四年にパキスタンとインドの間で非常に難しい紛争がありました。パングラデッシュが独立した後、捕虜について問題が起り、非常に複雑な問題となりました。東パキスタンから数千名の者がインドへ逃れ、パングラデッシュは戦争犯罪人の引き渡しを求めたのですが、引き渡された者は銃殺または他の刑に処せられる危険があったのです。私は国際司法裁判所の所長としてインド政府に判決が下されるまで何もしないよう要請する電報を送りました。ですから、裁判所は様々な可能性を加えることができるのです。

三木 私には国際法について非常に無知で残念なのですが、先程のお話では教育機関における国際法の重要性を強調され、大変興味深く思い、非常に魅力のある説得力に富んだ御意見であると思いました。よろしければ国際法の分野に限らずもっと一般的に法学教育について御説明下さいませんか。すべての法律家は教育機関において実際的な役割を演じるべきであるとお考えですか。

ラックス 私の考えは、法律家はどのような職業に就こうとも、例えば弁護士であっても裁判官であっても政府省庁で働くとも企業の法律顧問であっても、国際法を少しは知っておくべきだということです。沢山のことが国際関係から出発するの

ですから、国際法の初歩ぐらいは知っておくべきです。自分の仕事に關係する国際法上の問題がいつ生じないとも限らないからです。しかし、自分の生きている世界の知識の一部としての国際法を知ることのもっと重要であると思います。人は広い視野を持つべきなのです。偏狭であつてはなりません。自分の住む国のことと同じように世界の全体のことを知るべきなのです。またそうすることによつて自分の住む国を理解することができるのです。教育的効果の問題は、仕事についてのものだけでなく、世界の一般的理解についてのものでもあるのです。かつてウ・タントが言つたように、この惑星はますます小さくなつていくのです。ますます小さくなつていくのですから、ますます多くのことを知らなければなりません。不幸なことに、国際法学者はしかるべき地位を与えられていません。彼らは大学でもっと重要な役割を演じるべきなのです。大学の学生を教えるだけでなく、成人教育でも教えるべきなのです。世界を知ることとは今日の世界ではエー・ビー・シーを知ることと同じなのです。さもなければ世界に対して片目を閉じていることになりません。イギリスの詩人のザイトフエンゲルは、片目で物を見る者はうそを信じてしまふと言いました。片目だけで見ると、世界の状況がゆがんで見えてしまふのです。

三木 御説に完全に賛成いたします。国際法を教えることに

よつて、世界の国々の平和共存に貢献することができると考えてよろしいわけですか。

ラックス 国際法を教えることと教育によつてです。

三木 そのような目的を達成するために、国際法の研究者はどのような教育を受けるべきでしょうか。ラックス先生は教師としても裁判官としても非常に素晴らしい資質をお持ちですが、それを誰にでも期待することはできません。

ラックス 私の資質など大したものではありません。私が主張しているのは、もしある人が世界の情勢、国家間の相互關係および平和共存の絶對的必要性を理解すれば、その人はどんな職業に就いていようと平和共存に貢献することができるということだけです。というのは、人は皆、世論というものの一部をなすからです。私達は一人残らず世論の一部をなしているのです。そして世論は人の心を形作るものですから世界で大きな役割を演じているのです。一八二三年にイギリスの外務大臣が巧妙にも世論は希望の砲兵隊であると言いましたが、一九〇九年の常設仲裁裁判所の北海漁業事件の判決は、世論は国際法における制裁措置の一つであると言っています。それではどのように世論を作るのでしょうか。世論を操作してはいけません。知能程度の高い人々が増えれば増えるほど、人はより多くを知るようになり、世論はより洗練されたものとなります。私達の

住んでいる世界についてより関心が深くなるのです。世論が成熟したものとすれば、より良い世界を期待することができのです。これが私の考え方です。

福島 一九七四年五月の資源総会といわれた第六回国連特別総会で新国際経済秩序樹立に関する宣言が採択され、これに先程の天然の富と資源に関する恒久的主権が原則の一つとして含まれており非常に歴史的と言われていますが、この内容について立ち入った質問をする時間はありませんので、この宣言の採択にあたっての裏工作とそれからラックス先生の国有化理論について質問したいと思います。七七国グループといわれる発展途上国が作成した原案に基づいて修正採択されたわけですが、その修正採択の際、七七国が目玉にしていた国有化に伴う補償の裁判における準拠法をその国内法とするという条項が削り取られています。ラックス先生が五八年に書かれた論文では、その場合は実際ははっきり分からないけれども国内法でいいじゃないかと書いているように思われるので、その点について意見を伺いたいと思います。

ラックス エチオピア憲章といわれている国家間の経済権利義務憲章は御存じのように大変な難産の末、生まれました。その規定の三分の二は全会一致で採択されましたが、三分の一については多くの棄権がありました。質問された方が言及され

た部分は、国内立法という公式をきらう投資国のいくつかが反対しました。しかし私はこの憲章はこのような反対にもかかわらず、法の発達における一歩前進であると思います。国有化の補償が一番論議の激しかった問題ですが、問題をよく見ると、歴史的に言えばほとんどの場合国有化は必然的なものであったのです。ですから、争いは小さなもので、ある原則についての対立です。フランスで *droits acquis* と呼ばれている既得権 (*vested rights*) についての対立です。国有化の際の補償についての国際的ルールにおける権利についての対立です。しかし実際は、ほとんどの国有化は二国間協定によって解決されています。そこで生じてくる問題は、今締結されている協定を将来どのように終了させるかなのです。この問題は実際に以前に生じています。例えば、石油採掘のためのコンセッションの破棄などです。これは本来の意味での国有化ではありません。しかしコンセッションはどのように補償されるのでしょうか。この問題は総会で審議されたのですが、御存じのように解決はついていません。経済権利義務憲章には二年後に改訂されなければならぬことが規定されていますから、一九七八年中に再び総会で審議されなければなりません。このように法は作られていくのです。すべてをすぐに解決することができないなら、合意のある問題について片付け、残りについては何らかの合意に達

するまで論議を重ねるというように、段階を追うのです。

富める者と貧しい者の関係において援助を基礎に置くべきではありません。そうすべきではないのです。というのは、哲學的に言って援助はするべきではないからです。発展途上国を自立してともに生きていくことができるようにすべきなのです。発展途上国が経済的に独立することのできるような経済関係を作り出すべきなのです。伝統的に援助と呼ばれているものは屈辱的なものであり、援助を行う時に富める者はますます富み、貧しい者はますます貧しくなるような方法で行うので、援助は社会的および経済的な問題を解決しないのです。ですから、援助には意味がありません。そこで私は世界における新しい分業のことをお話したのです。発展途上国が自立できることができるようにしなければなりません。富める国が富んでいることはその国の美点ではないのであり、貧しい国の欠点は貧しいことではないのです。たまたま歴史的、地理的、またその他の理由で貧しいだけなのです。

私はむしろこの文書全体を重要な一歩前進と見たいと思います。それは私が事実と呼ぶものであり、実際に事実であるからです。新国際経済秩序が作り出された後は、富める国と貧しい国の差がなくならないまでも縮まるはずだからです。破壊が平和の双子の兄弟になることはできないように、富は貧困の双子

の兄弟になることはできないのです。

島田 そのことに関連して外国資本の国有化について伺います。外国資本の国有化の際に企業の本国は保護権を行使することができますが、その企業の株主はどのように保護されますか。ラックス そのような事件が裁判所に係属したことがあります。カナダにおいてカナダ法に準拠して設立された会社がベルギー人である株主を持ち、スペインで営業を行っていました。スペインが会社の財産を税法上の理由で差し押えたので株主の所属するベルギーが裁判所に事件を付託したのです。

株式会社の基本的な考え方は株主は匿名のものであるということです。これがフランス法では株式会社が *société anonyme* と呼ばれる理由です。株式会社の考え方は株主はおもてに表われないということです。株主をおもてに表わさせるために、アメリカ法では会社という被衣を剝奪する (*lift the corporate veil*) という制度があります。しかしこれは会社が存在しなくなった時にのみ可能です。会社と株主という二つの実体に請求する権利を認めることはできません。会社が存在する限り、その地位から生じるすべての権利を享有し義務を負担するのは会社なのです。会社が解散した後は、残っているのは株主だけです。株主は匿名のものではなくなるのです。

島田 慣習国際法によれば、財産についての保護権は自然人

の国籍国によって行使されるべきであるとされています。

ラックス 会社の国籍国によつてです。

島田 いえ、会社ではなく自然人の国籍国によつてです。

ラックス しかしこの場合の自然人とは会社のことです。

島田 しかし沢山の人間がいます。

ラックス その人達は匿名なのです。その人達には当事者適格 (locus standi) がありません。会社の影に隠れているのです。さもないれば会社を設立することは何の役に立つのでしょうか。今日の世界ではほとんどの取引が会社によつて行われています。国有企業であらうと協同組合であらうと私企業であらうと違いはありません。もしこれらの取引が株主によりいつでも取り消されうるのでしたら、取引の価値はどうなるのでしょうか。この事件ではベルギー人株主は請求権を持たないが、カナダがこの事件を付託することを妨げるものではないと私は特に宣言しました。カナダが会社の本国だったからです。

大畑 ポーランドは外国企業または外国資本に対してどのような政策をとっていますか。

ラックス 私は裁判官ですのでその質問にはお答えできません。私の知っていることをお話しすることしかできません。ポーランドは戦後、外資をも含む産業の国有化をおこなつて新体制をつくりましたので、一般的な意味における外資導入制度は

ありません。しかし、ホテルまたは工場の建設などにおいて通常の国際取引として投資資金の一部に外資をクレジットとして導入し、そしてそこで生産される生産物で返済し、一定期間後に完全に国有財産になるという法的には産業協力方式という形式による外資導入は可能です。外国企業の締め出しということはありません。例えば、アメリカのインター・コンチネンタルはワルシャワにホテルを建てました。

長谷川 既得権の理論に関係して不当利得の理論をいかがお考えですか。

ラックス 不当利得の問題は国際法の重要な問題で、植民地独立のプロセスは不当利得の考え方と結び付いています。ですから、一つ一つの場合を別々に評価しなければなりません。しかし現象を全体として見れば、多くの国家が強力な植民地化により搾取されていたのです。そしてその富を使用した者は不当な利得をあげたのです。不当利得の理論は、国際法において序々に認められてきています。

大畑 もう質問ありませんか。是非何か伺つておきたいというような方がいらしたら、どうぞ。

ラックス 質問から逃げたように見られたくありませんから。

島田 発展途上国が国際司法裁判所を避ける傾向があり、ま

た、海洋法上の法律問題について海洋法裁判所を設立しようとしていることを考えると、國際司法裁判所の将来はどうでしょうか。

ラックス 發展途上国の國際司法裁判所に対する態度は、御存じのように、主に一九六六年の南西アフリカ事件の判決によって決められました。まず裁判所の構成を理由として裁判所を信用していませんでした。現在では変りました。發展途上国は六名の裁判官を出しています。

海洋法裁判所について言いますと、私個人としては悪い考えであると思います。管轄権の競合する二つの裁判所を設立し、互いに対立するかもしれない二つの種類の判例体系への道を開くからです。そうしたら、典型的な海洋法上の事件であるギリシャとトルコの間の事件のように、國際司法裁判所にも海洋法の事件が係属しますから、上級裁判所が必要となります。新しい裁判所は二名の裁判官で構成されることになっていますが、私の意見では、多すぎます。一五名でも合意に達するのは非常に困難です。二一名ではどうなるでしょうか。私の個人的な考えでは、海洋法裁判所を設立するかわりに國際司法裁判所に専門家によって構成される海洋法の特別裁判部を設けるべきだと思います。私はこれを長い間主張してきました。

島田 ポーランドはなぜ選択条項を受諾しないのですか。

ラックス 私は私の国を代表しているのではないのでお答えできませんが、どの国ということではなく、選択条項は重要ではないと私個人としては思います。国家が一定の種類の紛争をアド・ホックな合意または事前の合意に基づいて、裁判所に付託することに同意することが重要なのです。今日の世界には紛争があまりに多いので強制管轄権を受諾する国家はほとんどありません。アメリカのコナリー修正を考えて下さい。形式的には管轄権を受諾しています。しかし御存じのように条件付きです。ですから何の価値があるでしょうか。国家は特定の種類の管轄権または個々の紛争についての管轄権を受諾すべきであると私個人としては信じています。そうすれば管轄権についての問題も生じませんし、先決的抗弁もなくなります。国家はその自由意思により事件を付託すべきで、強制されるべきではありません。

大畑 なかなか今の問題もおもしろいところに入ってきているのですけれども、六時までにこの会合に終わらせなければならぬことになっております。今日は非常に色々な新しい問題に触れ、非常に教えられるところが多かったと思います。もつと質問したい方もいらっしゃると思いますが、時間の制約がありますので終りにしたいと思います。

ラックス 今日御招待くださり有り難うございました。特

に鈴木先生には感謝したいと思ひます。皆様にお話しできたことを大変うれしく存じます。皆様の難しい質問にお答えすることは大変な精神的アクロバットでしたので非常に難しかったのですが、大いに楽しませていただきました。楽しむことが精神的アクロバットの目的です。頭の体操になります。そしてそれをもまた教育です。私達は皆、教育され続けなければなりません。おしまいに私が申し上げたいのは、日本人の法律家は国際関係の中で非常に重要な役割を演じるかもしれないと信じているということです。これまで日本人の法律家はそれをしてきませんでした。私は皆様の研究を世界にもつと良く知らしめることをお勧めしたいと思ひます。不幸にも私達は日本語を読めませんが、皆様は国際法の研究と知識に対する重要な貢献をすることができると思ひます。今日そうであつたように皆様には沢山の意見があるのですから、この点についてイニシアチブをとることを是非お勧めします。皆様にも私達と同じように多くの疑問があり、皆様が正しい答えを発見するかもしれません。ですから、今日の午後を皆様と一諸に過ごすことができて大変に幸いでした。最後に私の間違ひの沢山あつたであらう返答を大変な忍耐と知性をもつてお聞きくださった司会の大畑教授に感謝したいと存じます。

大畑 矢頭比研所長のあいさつがでございます。

矢頭 今日面白いそして素晴らしい講演に対してラックス判事に深く感謝の意を表したいと存じます。私達はお手元の印刷物にあります一〇のポーランドの研究所以雑誌を交換しておりますが、今日の会合がポーランドの研究所以及びその研究者と私達の研究所および大学の間のより一層の關係につながるものと確信しております。

大畑 それでは今日はどうも有り難うございました。

昭和五三年三月七日

比較法研究所、国有化研究会共催講演会